

日高デイトレセンター利用料概要 高崎市は6級地 1単位=10.27円

(下線部は平成27年4月に改定が予定されている内容です)

◆ 介護予防通所介護 : 要支援1・2に区分された方 (1ヶ月あたりの料金)

項目	説明	単位数
要支援1	要支援1のご利用者様の基本料金	1647
要支援2	要支援2のご利用者様の基本料金	3377
加算	説明	単位数
運動器機能向上加算	機能訓練指導員を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に関わる個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を実施します。	225
事業所評価加算	評価対象期間における利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となる等の基準	120
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の <u>40 / 1000</u> 加算 (予定)	

月額費用 概算 要支援1 1992単位 (2,046円) 要支援2 3722単位 (3,823円) ※処遇加算別途
 ※従来実施していた「口腔機能向上加算」は平成27年4月より算定いたしませんのでご注意ください

◆ 通所介護 : 要介護1～5に区分された方 (1日あたりの料金)

所要時間	介護度・単位				
	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
2時間以上3時間未満	<u>254</u>	<u>291</u>	<u>330</u>	<u>366</u>	<u>405</u>
3時間以上5時間未満	<u>364</u>	<u>417</u>	<u>472</u>	<u>524</u>	<u>579</u>
5時間以上7時間未満	<u>547</u>	<u>647</u>	<u>746</u>	<u>846</u>	<u>946</u>
7時間以上9時間未満	<u>628</u>	<u>742</u>	<u>859</u>	<u>977</u>	<u>1095</u>
加算	単位	加算要件			
入浴介助加算	50	入浴介助を行なった場合			
個別機能訓練加算I	<u>46</u>	常勤専従の機能訓練士を配置している場合			
個別機能訓練加算II	<u>56</u>	専従の機能訓練指導員が直接訓練を行った場合			
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の <u>40 / 1000</u> 加算 (予定)				

月額費用 概算 要介護1・5～7時間で入浴や個別リハビリ算定の場合 699単位/日
 週3回(月12回)利用で8388単位 (8,615円) ※処遇加算別途

◆ 介護保険の給付対象とならないサービス

- * 食事の提供 1食あたり670円 ※食事のご利用は任意です *くもん学習療法 2,160円
- * 各種プログラム(陶芸教室・料理教室・手芸教室等)にかかる費用 材料費(実費相当)

高崎市にお住まいの方「新しい総合事業」について

平成27年度の介護保険の制度改正では、予防給付(要支援認定)の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へと移行することが予定されています。

高崎市では今春より同事業への移行が計画されており、日高デイトレセンターでは、利用方法や費用等詳細が決まり次第、ご利用者様にご案内させていただきます。

H27.3.10